

(2) 県事業

① 事業の内容と各年度の種類の見込量

事業名	24年度		25年度		26年度	
	実施見込箇所数等	利用見込者数	実施見込箇所数等	利用見込者数	実施見込箇所数等	利用見込者数
(1) 専門性の高い相談支援事業						
① 発達障害者支援センター運営事業	1	395	1	395	1	395
② 障害者就業・生活支援センター事業	5	1,300	5	1,300	5	1,300
③ 高次脳機能障害支援普及事業	2	240	2	240	2	240
④ 障害児等療育支援事業	9	—	9	—	10	—
(2) 広域的な支援事業						
① 都道府県相談支援体制整備事業等	/		/		/	
ア 都道府県相談支援体制整備事業	5	—	5	—	5	—
イ 都道府県自立支援協議会	1	—	1	—	1	—
(3) サービス・相談支援者、指導者育成事業						
① 障害程度区分認定調査員研修	1	100	1	100	1	100
② 市町村審査会委員研修	1	60	1	60	1	60
③ 主治医研修	1	50	—	—	1	50
④ 相談支援従事者研修	2	—	2	—	2	—
⑤ 手話通訳者・要約筆記者養成研修等	4	50	4	50	4	50
(4) その他の事業						
① 生活訓練事業	5	100	5	100	5	100
② 情報支援等事業	4	100	4	100	4	100
③ 社会参加促進事業	3	—	3	—	3	—

② 事業の種類ごとの実施に関する考え方

ア 専門性の高い相談支援事業

(ア) 発達障害者支援センター運営事業

社会福祉法人等に事業を委託し、発達障害児（者）やその家族等に対する相談支援、発達支援及び就労支援を行うとともに、発達障害に関する普及啓発及び支援を担う人材の計画的な育成を図っていきます。また、市町村等関係機関との連携を強化し、身近な地域での支援体制の整備を推進していきます。

(イ) 障害者就業・生活支援センター事業

圏域ごとに設置されている障害者就業・生活支援センターに、就職や職場への定着が困難な障害者及び職業経験のない障害者に対し就業及びこれに伴う生活習慣の形成や日常生活の管理などの社会生活上の支援を行う生活支援員等を配置し、障害者の職業生活における自立を図るための支援を行います。

(ウ) 高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を図ることを目的として、支援拠点機関において専門的な相談支援を行う支援コーディネーターの配置や高次脳機能障害に関する支援に携わる人材の資質向上のための研修会等を実施します。

また、高次脳機能障害に関する正しい理解を普及促進するため、講演会等の普及啓発活動を行います。

(エ) 障害児等療育支援事業

在宅の重症心身障害児（者）等の地域における生活を支えるため、社会福祉法人等に事業を委託し、身近な地域で療育指導等が受けられるよう療育機能の充実を図っていきます。

イ 広域的な支援事業

(ア) 相談支援体制整備事業

県内5圏域に相談支援に関するアドバイザー（圏域アドバイザー）を配置し、障害者等の相談支援に関するネットワーク構築に向けた指導・調整など、広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進していきます。

ウ サービス・相談支援者、指導者育成事業

障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を計画的に育成することにより、サービス等の質の向上を図っていきます。

エ その他の事業

県と市町村の役割分担を踏まえ、必要性の高い事業を選定し、実施していくこととします。

③ 見込量の確保のための方策

(i) 専門的な相談支援事業及び広域的な支援事業

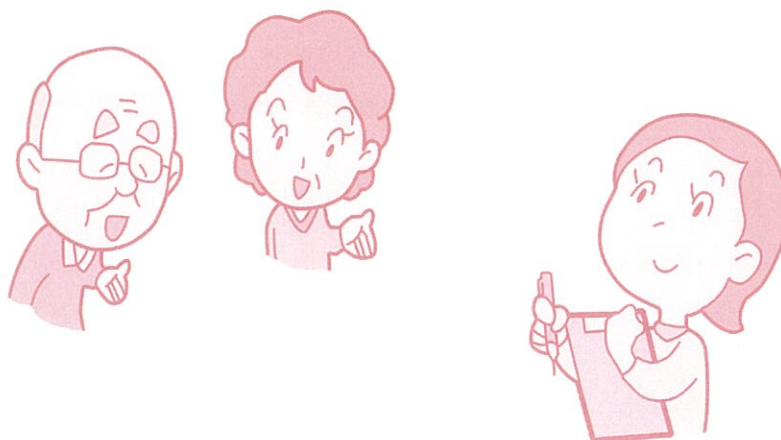
- ・ 障害者等に対し、専門的な相談支援事業及び広域的な支援事業について周知を図り、事業の活用を促進します。
- ・ 関係機関等（相談支援事業従事者、障害福祉サービス事業者、保健、医療、学校等）のネットワークの構築を図ります。
- ・ 地域の相談支援専門員の資質向上を図るため、圏域アドバイザーを中心に研修会等を行います。
- ・ 圏域ごとに自立支援連絡会議を行い、課題の集約及び情報の共有化を図ります。

(ii) サービス・相談支援者、指導者育成事業

各種人材育成研修の内容や実施方法等の周知を図り、研修対象者の積極的な受講を促進します。

(iii) その他の事業

障害者等に対し事業内容の周知等を図り、事業の活用を促進します。

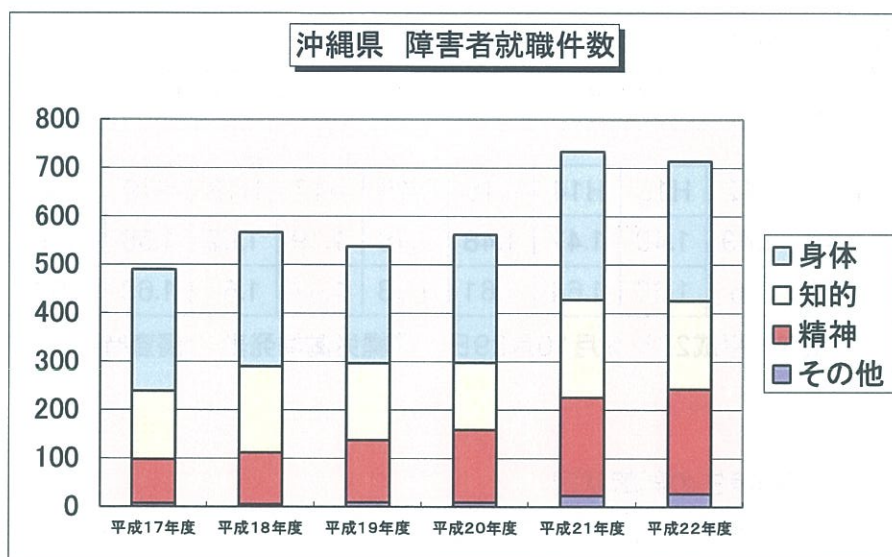


6 就労支援方策

(1) 障害者雇用の現状

① 就労の状況（就職者件数推移）

障害者の就職件数は増加しつづけており、平成22年度は714名の障害者が公共職業安定所（ハローワーク）を通じて就職しています。対前年度比では身体障害が5.9%減、知的障害が9.4%減、精神障害が6.4%増となっています。



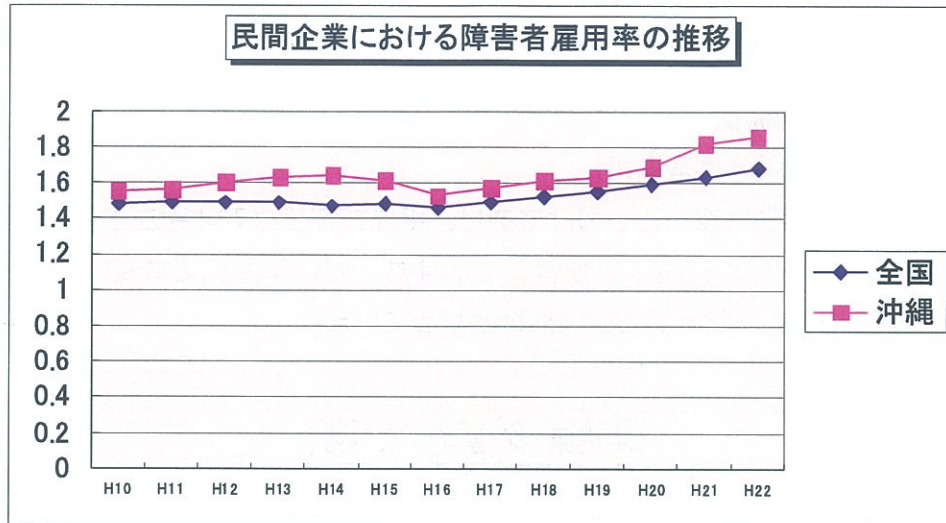
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
その他	7	5	9	9	23	27
精神	91	107	129	150	203	216
知的	141	178	159	139	202	183
身体	251	277	241	264	306	288
合計	490	567	538	562	734	714

出典：「職業安定行政年報」平成22年度（沖縄労働局職業安定部）

② 障害者雇用率の推移（全国との比較）

沖縄県の一般の民間企業における障害者雇用率は、平成22年6月1日において、全国平均の1.68%を上回る1.86%となっており、障害者雇用促進法に定める法定雇用率1.8%を達成しています。

また、法定雇用率の算定対象となる一般の民間企業（常用労働者56人以上規模の企業）は県内に647社あり、そのうち法定雇用率を達成している企業数は365社で、前年より29社増加し、達成率は前年の54.4%から1.9ポイント増の56.4%となっています。



	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
全国	1.48	1.49	1.49	1.49	1.47	1.48	1.46	1.49	1.52	1.55	1.59	1.63	1.68
沖縄	1.55	1.56	1.60	1.63	1.64	1.61	1.53	1.57	1.61	1.63	1.69	1.82	1.86

出典：平成22年6月10月29日、沖縄労働局発表（調査時点：毎年6月1日）

③ 特別支援学校卒業生の就職状況

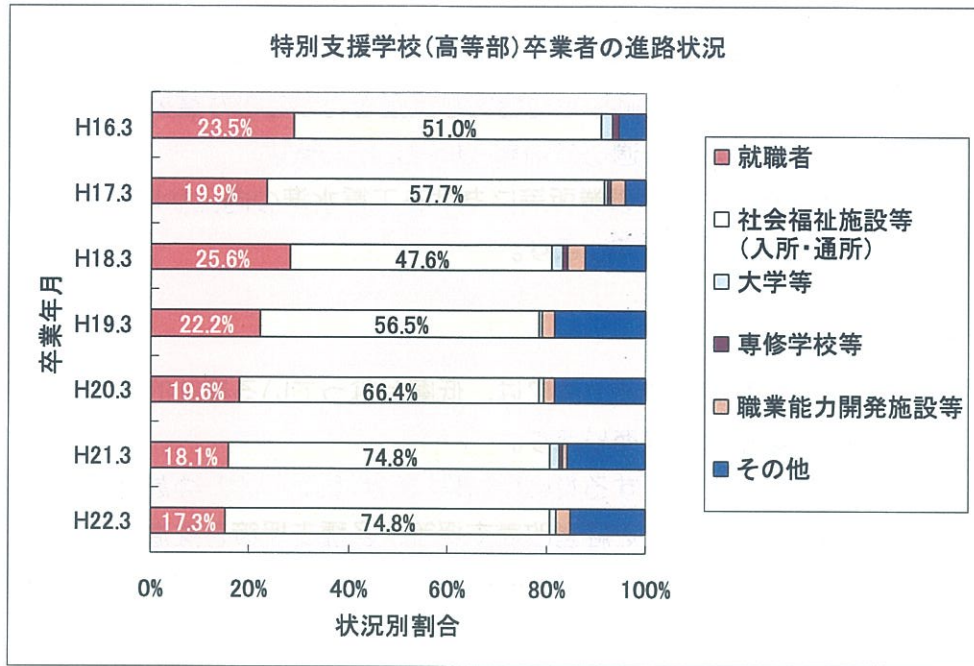
平成22年3月の特別支援学校（高等部）卒業生266人のうち、46人が就職しており、就職率は17.3%となっています。

特別支援学校（高等部）卒業生の進路状況

（単位：人）

区分 卒業年月	卒業生 総数	就職者	社会福祉 施設等 入所・通所	大学等	専修学校等	職業能力 開発施設等	その他
平成16年3月	204	48	104	4	2	-	46
平成17年3月	201	40	116	1	1	5	38
平成18年3月	227	58	108	5	2	7	47
平成19年3月	239	53	135	1	0	6	44
平成20年3月	235	46	156	2	0	6	25
平成21年3月	210	38	157	4	2	2	7
平成22年3月	266	46	199	4	0	8	9

出典：学校基本調査報告書（県統計課）



④ 福祉施設からの一般就労の現状

平成22年度において、一般就労実績調査対象施設170施設のうち一般就労への移行実績があるのは31施設で、125名が一般就労へ移行しています。

一般就労移行者が活用した雇用制度は、125名中、委託訓練事業の活用が5名、試行雇用事業（トライアル雇用）が64名、職場適応援助者支援（ジョブコーチ支援）が35名となっています。

また、労働支援機関との連携を通じた就労について、公共職業安定所（ハローワーク）との連携は125名すべて、障害者就業・生活支援センターとの連携は42名となっています。

就労支援内容は施設により異なっており、就職ガイダンスや施設内授産訓練等を通して基礎的な職業訓練を行った施設もあれば、グループ就労訓練や企業内授産を組み入れる等独自の就労プログラムにより支援を行っている施設もあります。

（2）今後の見通し

障害者自立支援法、改正障害者雇用促進法の施行等、法的状況の変化により、障害者の就労支援が強化され、今後さらに一般就労を希望する者が増えることが予想されます。

（3）就労支援のための方策

福祉施設からの一般就労移行等の目標を達成するため、関係者間の連携を強化し、効果的かつ総合的な取り組みによって施策推進を図る必要があります。

① 就労移行支援事業所等の支援

一般就労への移行促進のためには、就労移行支援事業所等が自ら積極的に地域の関係機関と連携を強化し、段階に応じた総合的な支援を行うことが重要となることから、就労移行支援事業所等に対する適切な助言・指導に努めます。

また、福祉施設や就労支援事業所等における工賃水準の向上や職場実習先の確保等、施設外での訓練機会の増を促進します。

② 工賃アップの推進

障害者の自立生活を促進するためには、低廉となっている福祉的就労による工賃（収入）水準の向上を図る必要があります。

そのため、工賃向上を支援するための目標や方策を取りまとめた計画を策定し、就労継続支援事業所等を対象とした経営改善支援等、各種支援策を推進します。

また、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大を図るため、福祉施設への優先発注について、周知に努めます。

③ 公共職業安定所（ハローワーク）との連携

沖縄労働局等の関係機関と連携して、就労移行支援事業所等と公共職業安定所の連携を促し、障害者等に対するきめ細かな職業相談、職業紹介を充実させるとともに、能力や職務要件に応じて委託訓練、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業、職場適応援助者（ジョブコーチ）支援等の各種雇用支援制度活用のおっせんを行います。

④ 委託訓練事業の実施

一般就労支援ノウハウのある企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等多様な教育訓練資源を活用し、障害者の態様に応じて、ビジネスマナーや職業生活知識習得等の基礎訓練、施設内作業訓練、企業実習等の段階に応じた各種訓練を実施します。また、公共職業安定所との連携を強化し、訓練生及び就業者のニーズ把握に努め、効果的な職業訓練を実施します。

⑤ 障害者試行雇用（トライアル雇用）事業の活用

経営基盤が脆弱な中小企業が大部分を占める本県においては、企業の経済的負担及び不安を軽減し、積極的に障害者雇用を支援することが重要であることから、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業の活用を図り、企業と障害者等の相互理解を深め、その後の常用雇用を支援します。

⑥ 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援の活用

障害者の職場定着のためには、企業と障害者等のコミュニケーション及び作業習得を支援する必要があることから、就労移行支援事業所等への職場適応援助者（ジョブコーチ）支援の周知及び活用を図り、受入れの円滑化及び障害者の職場定着を支援します。

⑦ 障害者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等との連携の強化

障害者が就労系の事業所における就労訓練等を経て就労した後は、障害者就業・生活支援センターのコーディネートの下、就労移行支援事業所等と障害者就業・生活支援センターが密に連携して支援を実施し、就業者の定着に向けた相談支援や定着後の生活支援等、就業面と生活面の一体的な支援を推進します。

また、地域において関係機関との連携を強化し、障害者の円滑な就労移行を促進します。

⑧ 関係機関等の連携体制の整備

就労支援を強化するため、福祉・労働・教育等の各分野の関係者で構成される既存の「沖縄県障害者就業支援ネットワーク会議」を活用し、本計画の目標の達成に向けた取り組みを推進するとともに、障害者の雇用に係る総合的な支援を図ります。

また、地域の実情に応じたきめ細かな就労支援が求められており、市町村における支援体制の整備が重要であることから、圏域ごとの既存のネットワークを活用し、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等の福祉施設、特別支援学校、福祉保健所、医療機関、企業等の関係者と市町村の連携を強化し、地域における就労支援を推進します。

⑨ 人材の養成

就労移行支援を円滑に実施するためには、サービスを提供する事業者において雇用や就労支援に関する専門的知識の習得が必要であり、サービス管理責任者研修等の実施や各種セミナー等の活用により、関係者と連携して就労移行支援事業所等の人材を養成し、サービスの質の向上を図ります。

⑩ 一般就労に関する関係者の理解の促進

福祉施設から一般就労への移行を促進するためには、サービスを利用している障害者本人や親、福祉施設関係者が、一般就労の場における障害者の活躍可能性を実感することが必要であることから、暮らしに身近な広報媒体等の活用により、一般就労の事例を紹介し、関係者の積極的な取り組みを促します。

⑪ 企業等に対する障害者雇用に係る各種情報の提供

障害者の一般就労への移行を促進するためには、障害者雇用について、企業や地域社会の理解を深めることも重要です。

そのため、県内外の雇用創出事例の紹介、障害者雇用支援施策等の情報提供を行うことにより、障害者の就労に向けた企業や地域社会の取組みを支援します。

就労支援連携体制イメージ

